

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価書】 V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させる。
政策目標の達成状況	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p>  <p style="text-align: center;">中小企業の設備投資額の推移(兆円)</p> <p style="text-align: right;">（出典）財務省「法人企業統計」</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用事業者数） 平成 31 年度 71,733 の内数 平成 32 年度 71,087 の内数 ※平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備（機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており（平成 28 年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																			
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備（機械装置、器具備品、検査工具・測定工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>																			
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成26年度:61,538件の内数 平成27年度:63,342件の内数 平成28年度:73,705件の内数</p> <p>【減収額】</p> <p>平成26年度:761億円の内数 平成27年度:825億円の内数 平成28年度:1,182億円の内数</p>																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成28年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約45億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約9億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約369億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約137億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約27億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約159億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約9億円の内数	(事業税)	特別償却	約369億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約27億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約159億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約9億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約369億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約27億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約159億円の内数	税額控除	—																	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>																				
前回要望時の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <p>税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																				
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間平成31年3月まで）</p>																				